

4 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 7 年 4 月 18 日（金） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 垣見教育部長、若林教育部次長、牧野教育部次長、小崎 CIO 補佐官、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、村上教育施設課長、引野教職員課長、西教員の働き方改革推進室長、服部地域教育課長、原田放課後児童育成課長、宮崎文化財課長、西村学校教育課長、大西教育 DX 推進課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援課長、岡田特別支援教育推進課長、森西中央図書館長、清水一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 8 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について 教育長報告（2） 奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正について 教育長報告（3） 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部改正について 教育長報告（4） 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則の一部改正について 教育長報告（5） 奈良市いじめ対策検討委員会規則の一部改正について 教育長報告（6） 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について 教育長報告（7） 奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正について 教育長報告（8） 奈良市教育支援委員会規則の一部改正について	

	2 議案 議案第 1 号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について
決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 8 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 教育長報告（2） 奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正については、了承した。 教育長報告（3） 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部改正については、了承した。 教育長報告（4） 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則の一部改正については、了承した。 教育長報告（5） 奈良市いじめ対策検討委員会規則の一部改正については、了承した。 教育長報告（6） 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正については、了承した。 教育長報告（7） 奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正については、了承した。 教育長報告（8） 奈良市教育支援委員会規則の一部改正については、了承した。 2 議案 議案第 1 号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命については、原案どおり可決した。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、おはようございます。4 月定例教育委員会を始めさせていただきます。 本日は令和 7 年度初めての定例教育委員会でございます。新年度に当たり、教育委員会事務局職員に異動がありましたので、ご紹介をいたします。教育部次長より、順次お願いしたいと思います。新任理事者のみのご紹介といたします。なお、教育委員会の補助執行部であります子ども未来部の理事者につきましては、後日紹介をさせていただきます。 それでは、教育部次長、CIO 補佐官、教育施設課長、教員の働き方改革推進室長、地域教育課長、放課後児童育成課長、文化財課長、学校教育課長、いじめ防止生徒指導課長、教育支援課長、特別支援教育推進課長、一条高等学校事務長の順で、自己紹介をお願いします。
教 育 部 次 長	4 月に教育部次長に着任いたしました、牧野でございます。よろしく

	お願いいたします。
CIO 補佐官	昨年 10 月に教育 DX スクールプロジェクトマネージャーとして着任し、この度 CIO 補佐官に着任いたしました、小崎でございます。よろしくお願いいたします。
教育施設課長	4 月から教育施設課長に着任いたしました、村上でございます。よろしくお願いいたします。
教員の働き方改革推進室長	同じく、教員の働き方改革推進室の室長に着任いたしました、西でございます。よろしくお願いいたします。
地域教育課長	同じく、地域教育課長に着任いたしました、服部でございます。よろしくお願いいたします。
放課後児童育成課長	同じく、放課後児童育成課長に着任いたしました、原田でございます。よろしくお願いいたします。
文化財課長	同じく、文化財課長に着任いたしました、宮崎でございます。よろしくお願いいたします。
学校教育課長	同じく、学校教育課長に着任いたしました、西村でございます。よろしくお願いいたします。
いじめ防止生徒指導課長	同じく、いじめ防止生徒指導課長に着任いたしました、杉田でございます。よろしくお願いいたします。
教育支援課長	同じく、教育支援課長に着任いたしました、中口でございます。よろしくお願いいたします。
特別支援教育推進課長	同じく、特別支援教育推進課長に着任いたしました、岡田でございます。よろしくお願いいたします。
一条高等学校事務長	同じく、一条高等学校事務長に着任いたしました、清水でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	よろしくお願いいたします。 それではまず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の資料につきましては、既にお配りしているとおりでございます。なお、教育長報告（１）の参考資料につきましては、机上に配付さ

	せていただいております。会議終了後、回収させていただきます。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いいたします。 次に、会議録の確認を行います。2月定例教育委員会の会議録の署名委員は新井委員です。新井委員からは、4月7日の事前説明にて既にご承認、ご署名をいただいておりますので、ご報告をいたします。ありがとうございました。 続いて、3月定例教育委員会の会議録の署名委員は川村委員です。川村委員いかがでしょうか。
川 村 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございました。 それでは本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告8件、議案1件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は18件ございましたので、ご報告をいたします。 それでは案件の審議を始めたいと思います。まず、教育長報告（1）「令和8年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	令和8年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。資料は、教育長報告（1）「令和8年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」及び教科用図書採択に係る参考資料の2つでございます。 高等学校では、各教科、科目が細かく分かれており、また、使用する教科用図書の内容は、専門性が高いものとなっております。そこで、奈良市立高等学校の教科用図書の採択につきましては、教育委員の皆様には、「令和8年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針」に基づき調査研究や採択事務が正しく行われているか。また、選定委員会から提出される報告書の内容や、以前に使用していたものとどのような違いがあるのかなどを確認いただくといった視点で審議していただきます。そして一条高等学校が採択を希望する教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択していただくこととしております。 では、1ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針でございます。1、2におきましては、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において、公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。 3におきましては、目録に登載されている教科用図書の中から採択す

ることについて示しております。その中で、「一度採択された教科用図書が「高等学校用教科書目録」に登載されている間は、原則として4年間継続して採択するものとする」とございます。これは高等学校の場合、学年ごとの大幅な改訂がほぼ4年に1度行われること、また、毎年違う教科用図書を使用することにより内容の配列が変わること等の混乱を避けるため、目録に登載されている間は一定の期間継続して採択しようとするものでございます。ただ、内規的要素として、採択から4年に満たない場合でも、例えば全く新しい教科用図書が目録に登載され、高校の実態等に応じて、そちらの方がより適切であると判断されるような場合には、採択替えをすることも可能であると考えております。

なお、今年度につきましては、低学年用の、つまり高校1年生の教科用図書につきまして、昨年度の検定で合格した教科用図書の初めての採択が行われる年度となります。

4におきましては、採択の留意点を4点にまとめております。その中でも、(1)については、「奈良市教育大綱」と「奈良市教育振興基本計画」を基にするということでございます。また、(3)は、附属中学校の生徒が高等学校に進学した際に使用する教科用図書でもあることから、附属中学校の教育活動を踏まえることとしております。

5におきましては、採択の手続き等に関する留意点を示しております。

以上、奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針といたします。

続きまして、2ページをご覧ください。奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。研究部会で調査研究した内容を基に、選定委員会で審議し、研究結果報告として希望する教科用図書が報告されます。報告を受け、調査研究や採択事務が適切に行われているか等を教育委員会でご審議いただき、臨時教育委員会において採択していただくという流れになっております。

続きまして、3、4ページは、「奈良市教科用図書選定委員会規則」5、6ページは「奈良市教科用図書選定委員会開催要領」となっております。以降につきましては、採択に向けての流れ、名簿、報告書等の様式を資料として添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問をよろしくお願いいたします。

柳 澤 委 員

15 ページの様式ですけど、これは前年どおりというか、前回と同じで、変えていらっしゃるということですのでよろしいでしょうか。

学校教育課長	昨年度実施させていただきました、令和7年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択時に使用した様式と同様でございます。
柳 澤 委 員	特段異論があるということではないんですけども、報告書を上げていただく研究のところで、かなり丁寧に時間を費やしてやっていただくということを前提にしているのであまり申し上げられないんですけども、例えば基本方針の4番の（1）から（4）それぞれの中で（4）についてかなりウエイトを置いて説明するようになっているということだと思います。（2）や（3）の学校の教育目標や各学科の特色を踏まえ云々のところを記載すべきであると指導されるのか、どういう扱いになるんでしょうか。（4）以外に（1）から（3）は自明なので置いておくのかというふうなところは、研究会ではどうお伝えになるんでしょうか。
学校教育課長	今おっしゃっていただきました様式につきましては、項目としては、採択を希望する理由という欄があり、こちらは目の前の生徒たちの様子を踏まえた希望理由が書き込まれる欄となっております。 ただ、お伝えいただきましたように、調査研究の結果報告の場面では、この様式の中の記載とともに、4番の（2）（3）（4）に書かれております、各学科の特色や教育活動を踏まえたところがどう反映されているかというところを、調査研究の結果として踏まえていただいて、口頭も含めて報告いただくように、選定委員会の中では伝えていきたいと思っております。
梅 田 委 員	今のご意見と少し関連するかもしれませんが、学科の動きや附属中学校の教育活動を通った生徒が高校に進学する動きの中において、そこが直接絡む採択となっていくのかどうかは少し別のことになるのかもしれませんが、それらの動きを、学校全体の教科書の採択という動きの中でどのようにとらえて今回の動きに至っていたのかということが、大きく採択の視点においても影響してくることになっていくのではないかと思います。それらを全体の説明の中でしっかり盛り込んでいただいて、その動きが我々の方にもしっかり伝わった上で、適切な採択として行われているかという判断に至ることができるようお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いします。
教 育 長	その点についてどうですか。
学校教育課長	第1回の選定委員会で、事務局も含めて全体にご説明できる場がございますので、今おっしゃっていただいたような内容も含めて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

教 育 長	他にございませんでしょうか。
新 井 委 員	去年、中学校の教科書の選定の時に強く感じたのが、QR コードの先にあるコンテンツで結構差がつくというか、コンテンツの内容がよくできている出版社とそうではない出版社がすごくあったということです。 前は、評価をする時点ではコンテンツの準備ができていないから評価の対象としないという話だったと思うんですけども、評価している段階と出版の段階でそんなに、変わっているようには感じませんでした。準備ができていない出版社はもうとくにできているという印象で、そこに力を割いていない出版社は出版後もそのままの状態でした。なので、全然評価に使ってよいのではないかと思います。 高校の教科書にもやっぱり QR コードが付いていて、その先にいろいろ補助の資料がありますので、そういったものは評価の対象にしたほうがよいかと僕は思うんですけど、こちらはどのようなご計画でしょうか。
学校教育課長	今言っていただきましたように実際に高校の教科書の中にも、QR コードが多く出てくるところがございます。調査研究の中では、例えば昨年度の場合も、英語の調査研究の中で、QR コードを通して実際に生徒が家庭で音声を聞くことができるというふうなことも入ってありましたので、そのような視点も含めて、実際の調査研究は行われているところかと思えます。 例えば小、中学校と少し違うのは、教科書の中身そのものにつきましては研究員のメンバーの方が見られてというところですので、その過程の中においてそのような内容が含まれていることが適切かというふうなことを、またご審議いただけたらと考えております。
川 村 委 員	私も教育委員に着任してから毎年、教科書の採択という形で会議に出させてもらっていますし、調査という形で教科書にも触れさせていただいています。けれど、基本、保護者としての立場で参加するものとしては、とてもハードルの高い調査委員会だなと思っています。専門性もない保護者としての立場が情報を収集し、評価をする点で難しい場面も多々ありますが、その中でも、子どもの目線に立ってということで毎回参加させていただいております。 文科省も、教科書の採択に関しては、開かれた採択という形で銘打っておりまして、保護者等の意見をよりよく反映させる工夫が必要だということを示しています。毎回、PTA の代表の方も入ってくださって、調査委員会をしてくださっていると存じ上げています。今回は附属中学校を擁した高校の教科書の採択ということもありますので、私と同じような保護者の方が教科書を採択するに当たってしっかり意見を述べられるような場を、学校教育課の方で準備していただきたいです。 これからの子どもたちが先生方とともに学ぶための教科書という観点

	も含めて、そして、先生方が取り扱いやすい、子どもたちのために楽しい学びを深められるような教科書という観点からも、しっかり対応していただければと思います。よろしくお願いします。
教 育 長	ほかにはいかがですか。
柳 澤 委 員	研究した内容が報告書として選定委員会に上がってくるので、高等学校全体の総合的なカリキュラムを見通した上で、選定委員会でどんな議論が行われているか気になります。各部会からそれぞれ出てきた報告内容をただ合わせるだけなのか、そこでかなり本質的な議論をされているのか。ご経験のある事務局がオブザーバーとして出ておられたら、お聞かせください。つまり、文系科目と理系科目の総合的な扱いをどういうふうに考えるかということが、選定委員会のそれぞれの方が積極的にディスカッションされているのかどうか。この辺は教育委員会に上がってきた書類では見えないところです。 もちろん選定委員長である校長から説明されますが、この部分は、教育委員会に上がってくる報告書の中に、あらかじめ書いてはもらっていましたよね。ですので、単なる教科別の評価ではなく、トータルで見て、横でどうなっているかということの視点を持っているか。これは先ほどおっしゃった、附属中学校から上がってきた人たちは教科別で指導要領があるのでそれは当然なんですけれども、さらに幅広い視点を持てるかどうかというのは、中高の教育の中で決まってくると思います。そういった視点がこの選定委員会でもできていたら望ましいという趣旨です。
教 育 長	議論の中身ですね。課長、お答えできますか。
学校教育課長	今おっしゃっていただきましたように、報告書としましては各研究部会からのものが一つにまとまってということにはなりますが、実際の選定委員会の中で、選定委員長である校長先生を中心に、一条高等学校全体としてどういう教育を進めていくかという視点でやりとりが行われるところでございます。 教育委員の皆様には選定委員長報告の中で、例えば冒頭に、そのような視点も踏まえてどのような議論をしたかをご報告させていただくような流れになるかと想定しております。
柳 澤 委 員	冒頭でもご報告いただいたらありがたいです。もちろん、選定委員会の自主性が当然あるので、それがどうのということではないんですけども、審議状況を伺いたいという趣旨です。ありがとうございました。
教 育 長	ほか、よろしいでしょうか。

新 井 委 員

高校の教科用図書選択に関しては、高校の先生方でほとんどまとめていただき調査していただいて、教育委員はその結果を見るということなので、今回僕たちはあまり詳細な調査はしないのかなと思っているのですが、去年調査をやった立場からすると、非常に大変な作業だったなと思います。教科書を可能な限り隅から隅まで確認するという事で、候補が多いとすごく大変でした。これは高校の先生からすると負担ではないのかなと、少し心配するところです。

教科書は大事な教材なので、もちろんたくさん議論して選定することが大事だと思うんですけど、ほかにもたくさん教材があると思いますので、何か少しでも省力化することも検討されてもよいかなと思います。まだ実験段階になるかもしれないですけど、生成 AI を使って評価することは、実は出来るんです。僕もまだ実行はしていないんですけども、大学のいろいろなシステムの調達では、公募を出して仕様書を出して、それに対して業者が仕様を満たすものを提案してきて、それを採点するという作業をします。そこで、生成 AI に「公募の仕様書はこれです」「採点基準はこれです」「業者がこういう書類を出してきました」

「採点し、5 点満点で評価してください」等と指示を出すと、全部の項目に対して、「こういう根拠でこういう点数をつけました」と全部結果で返ってきます。

まだ本番では使ったことがないですし、過去の公募に対する生成 AI の採点結果と人間の採点結果を比べながら、どんなものかなと見ているんですけども、採点基準が明確に書かれている場合は、結構評価傾向が同じになるなという感触は今のところあります。なので教科書も、この評価項目だとすごく抽象的というか、あまり具体的に書かれていないので、いろいろなところで揺らぐ可能性はあるんですけども、もし何か評価をする中で、具体的な評価の視点が意見として出てきた場合にきちんとピックアップしておく、次の採択ではほとんど機械任せでできてしまう可能性があります。もしそういうサポートをする余裕があれば、そういう視点でデータを溜めておかれるといいのかなと思います。どの課が担当されるか分かりませんが、一応そんなアイディアがあります。

教 育 長

ほかにございませんでしょうか。

梅 田 委 員

デジタル教科書の話は都度、様々に出てきます。生徒の方々が使うデジタル教科書の方向性についてはこれからさらに議論が進んでいくだろうと思いますし、その必要が非常にあるだろうと思います。ですがそのような激しい動きの中、やはり適切な教科用図書をしっかり採択することにおいては、どのような手続きによって行われることが、教育委員会が適正に採択を行っているという流れに沿うことになるのか、都度しっかり確認をして進めていくことを大切にしていっていただきたいと思っ

教 育 長

ております。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今、各選定委員からの議論の状況を教育委員会に事務局から最終報告することや、教育委員会が責任を持って教科用図書を選択すること、その中でもう少し選定作業を工夫できるかについては、今後また検討をする必要があるだろうと思います。

それでは、他にご意見がないようですので教育長報告（１）「令和８年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。

次に、教育長報告（２）、教育長報告（３）、教育長報告（４）、教育長報告（５）、教育長報告（６）、教育長報告（７）、教育長報告（８）の７案件につきましては、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の改正に関連する案件でございますので、一括して説明をしていただき、審議したいと思います。

それでは、教育長報告（２）から教育長報告（８）について、説明を順次お願いします。

最初に教職員課長からお願いします。

教 職 員 課 長

こちらにつきましては、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の改正を受け、各審議会、審査会の方の旅費、費用弁償の規定を変える過程の中で、改正を要することが判明したことから規則改正を行っております。

奈良市教職員分限懲戒審査委員会の委員は、特別職非常勤公務員でございます。その報酬及び費用弁償については、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の第５条で、市長が定めるものと規定されておりました。しかしながら、改正前の奈良市教職員分限懲戒審査委員会の規則の中で報酬及び費用弁償の規定を行っており、教育委員会規則は市長が定めるものではなく教育委員会が定めるものとなっておりますので、今回こちらを是正するために、奈良市教職員分限懲戒審査委員会の規則の一部を改正しております。

改正の概要でございますけれども、まずこの規則の中の目的規定から、委員の報酬及び費用弁償に関する部分を削っております。これは第１条関係となります。また第８条、第９条におきまして、委員の報酬額及び費用弁償に関して規定しておりましたけれども、こちらを削除しております。このことにより、奈良市教職員分限懲戒審査委員会の規則の中から、報酬と費用弁償に関する規定がなくなり、市長が定めるという形になっております。

今回削った部分につきましては別途市長の決裁をとり、同額で確定しておるところでございます。こちらにつきましても４月１日付けで施行できるようにしておりますので、規則の中から報酬と費用弁償に関する

	部分を削り市長が定める形で定めることも、4月1日付けで既に教育長専決をもって処理させていただいています。 以上でございます。
教 育 長	続いて地域教育課長、お願いします。
地域教育課長	奈良市教育委員会指定管理者選定委員会の委員は、特別職の非常勤公務員であるため、この報酬及び費用弁償につきましては市長が定めるものとされており、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第5条に従って定めるものとされております。ただ、現在、奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則におきまして報酬及び費用弁償が規定されており、適切ではないため、該当する規定を削除し、是正するものでございます。 制定の改廃の概要でございますけれども、第1条の目的の規定から委員の報酬及び費用弁償に関する部分を削り、第8条、第9条の委員の報酬及び費用弁償に関する規定を削ります。 今回削りました部分につきましては、別途、市長決裁をもちまして、4月1日付けで施行できるように定めております。 以上でございます。
教 育 長	それでは次は、いじめ防止生徒指導課長お願いします。
いじめ防止生徒指導課長	当課からは、3件の改正について説明いたします。 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会及び奈良市いじめ対策検討委員会の各委員につきましては、特別職非常勤公務員であるため、その報酬及び費用弁償については市長が定めるものとされています。現在、両委員会の教育委員会規則において報酬及び費用弁償が規定されていることは適切でないことから、該当する規定を削除し、是正するものでございます。 また、奈良市いじめ調査委員会規則につきましては、委員の報酬及び費用弁償を規定する部分がないにもかかわらず、同規則第1条に「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定により」との文言があり、齟齬が生じているため、この度目的規定から委員の報酬及び費用弁償に関する部分を削るものでございます。以上3件を、今回の改正に挙げさせていただいております。 どうぞよろしく願いいたします。
教 育 長	それでは保健給食課長、お願いします。
保健給食課長	奈良市学校結核対策委員会の委員は特別職非常勤公務員であるため、その報酬及び費用弁償については、奈良市報酬及び費用弁償に関する条

	例第5条により、市長が定めるものとされております。しかしながら、別紙2ページに記載のとおり、奈良市学校結核対策委員会規則において報酬が規定されておりましたことから、第1条の目的規定に記載の委員の報酬及び費用弁償に関する部分と、第7条の報酬に関する規定を削除し、是正したものです。 また、結核対策委員の報酬及び費用弁償については、別途市長決裁にて既に決めました。 以上でございます。
教 育 長	それでは特別支援教育推進課長、お願いします。
特別支援教育推進課長	奈良市教育支援委員会の委員につきましては、特別職非常勤公務員であるため、その報酬及び費用弁償については、市長が定めるものとされております。現在、当委員会の教育委員会規則において、報酬及び費用弁償が規定されることは適切でないことから、該当する規定を削除し、是正するものでございます。また、組織改正によって課名が変更になるため、所要の改正を行うものでございます。 以上でございます。
教 育 長	以上の件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	全てに共通なので、考え方は同じなのだと思います。ただ、条例で定めているからそちらに準ずるということなのですがけれども、各委員会の委員の方から見ると、報酬が出るのかどうかは直ちには分かりません。 規則上で、例えば、報酬については何々によって別に定めると書いておけば、委員の方々にも、報酬がこの本則に基づいて支給されるということが当たり前のこととして分かります。そういった立て付けも可能だと思えるんですけども、そうされなかった理由は何かあるんでしょうか。 もう法令審査は終わっていますので、別にこれを変えてくれという趣旨ではないのですが、報酬が支払われることをそれぞれの規則に明示される方が、委員会のメンバーとして統一的に理解できるのではないかという意味です。どういうふうに判断されたか聞かせてください。
教 育 長	教職員課長。
教 職 員 課 長	教育委員会規則では、報酬を支払うという規定自体が載せられないというところで、今回の削除となります。全体につきましては市長が定めるという形で条例に書かれていて、委員会によっては条例の中の別表に金額まできっちり定めている部分もあるんですが、そこに載らない分については市長が定めるということになります。そのため、教育委員会規則の中では、別に定めるという形の書き方もできないという判断のも

	と、規則から削除という形になっております。
教 育 長	よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。
梅 田 委 員	各課からいただきました報告の内容につきましては、是正を図るためという趣旨であり、中身について全く異議はございません。了承できる中身でございます。その中の１点、教育支援委員会委員の規則の一部改正においては、組織改正によっての内容変更も含まれておりました。その点についての意見のみ、少し付け加えさせていただければと思います。 今回の組織改正によって、就学前の支援体制と就学後のつながりがしやすい状況を作っていたいただいたということは、組織改正の説明の折に聞かせていただきました。就学前と就学後をつないでいくという非常に重要なことを、今、この特別支援教育推進課において進めていただくことになるのではないかと考えています。 組織改正とともに、就学前にあった様々な課題をどのように整理し、それをまた就学後にしっかりとつないでいくのかという整理が必要であるということは、十分認識していただいているかと思えますけれども、ぜひ良い形でそれが動きとなって見えていくように、しっかりと進めていただければという意見を持っております。どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。 最後の梅田委員からのご意見につきましては、改正に伴って私たちが特に重点を置いたところですので、改めて認識して運営するように確認しておきたいと思います。 ご意見がないようですので、教育長報告（２）「奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正について」、教育長報告（３）「奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部改正について」、教育長報告（４）「奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則の一部改正について」、教育長報告（５）「奈良市いじめ対策検討委員会規則の一部改正について」、教育長報告（６）「奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について」、教育長報告（７）「奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正について」、教育長報告（８）「奈良市教育支援委員会規則の一部改正について」は、了承いたします。 続きまして、議案の審議に移ります。議案第１号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について」、教職員課長より説明願います。
教 職 員 課 長	奈良市教職員分限懲戒審査委員会の委員は、令和７年３月３１日で任期満了を迎えております。このため、改めて委嘱及び任命をすることに

なっております。資料の1ページに、今回新たに委嘱及び任命する委員の方々のお名前を一覧で掲載しております。こちらの1番から4番の方につきましては、昨年度末までこの奈良市教職員分限懲戒審査委員会の委員として務めていただいていた方で、再任という形で提案させていただいております。今回5人目として、1名新任の方を挙げさせていただいております。この永禮委員は、今の役職といたしましては奈良市総務部の法務ガバナンス課の主幹としてお勤めの方です。弁護士の資格もお持ちです。

今回、この方を新任で提案させていただいた理由をご説明いたします。こちらの奈良市教職員分限懲戒審査委員会は、奈良県の県費の教職員で奈良市の市立学校にお勤めの方についての分限と懲戒を審査する委員会となっております。一方奈良市としては、人事課が事務局となっている、奈良市職員分限懲戒審査委員会というものもございます。こちらにつきましては市職員の分限、懲戒の審査をする委員会なのですが、市費の教員につきましては、奈良市職員分限懲戒審査委員会の方で審査することになります。ですので教職員につきましては市費か県費かによって、この2つの審査委員会で、別に審査することになっております。

奈良市職員分限懲戒審査委員会と、奈良市教職員分限懲戒審査委員会メンバーは基本的に合わせております。そのため、再任の方々につきましては、奈良市職員分限懲戒審査委員会の委員でございます。今回新たに入っていただこうと考えております永禮委員におきましては、奈良市職員分限懲戒審査委員会には委員として入られていますが、そちらでの委員構成上での立場が市職員という形になっておりましたので、今までは奈良市教職員分限懲戒審査委員会には入っていただいております。ところが、やはりいろいろな事案の審査をしている中で、教職員という共通の面で見ると、体罰など、市費教職員と県費教職員で類似の案件が起こることがございます。市費教職員の審査の際に、過去の県費教職員の審査の事例を共有することはできますが、審査途中の過程を知ろうと思いますと、やはり同じ審査の場に入っておいていただく方が、県費の審査と市費の審査の統一性が取れるため、今回より永禮委員も奈良市教職員分限懲戒審査委員会に入っていただき、市費教職員と県費教職員を同じメンバーで審査ができる形にしようと考えた次第でございます。

奈良市職員分限懲戒審査委員会の方の立場としては市職員という形で入っておられますけれども、奈良市教職員分限懲戒審査委員会につきましては、その他教育長が適当と認めるものということで、入っていただくことで提案させていただいております。行政としての視点と弁護士としての視点の両方をお持ちですので、入っていただくのに適切な人選であると考えております。

審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長	それでは、ただいまの案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	2つの委員会はメンバーが完全に同じなのか、そこだけ確認をさせていただきます。
教 職 員 課 長	今回この5人目の方が入られることで、全く同じ構成になります。
柳 澤 委 員	ダブルスタンダードではないと思うんですけども、やはり法令等によって2つ設置しなければならないという趣旨ですか。メンバーを変えられてもよいのではないかと思ったということも含めてなんですけど。
教 育 長	課長。お願いします。
教 職 員 課 長	ここが分かれた経緯としては、今詳しい資料が手元にはないんですけども、元々は市職員の分限懲戒審査委員会しかなかったと聞いております。ところが、こちらの規定の方が市の職員を対象にするとなった時に、市職員の身分を持っていない県費の教職員についてはこの中では審査できないのではないかという話になって、それで分離したと聞いております。そういった意味で、事情としては、同じ市立学校の中で勤める教員に対し、県費か市費かによって違う組織で審査する形にはなっているんですが、教職員という目線で見ると同じですので、揃える方が望ましいということで、恐らく分かれた当初から同じメンバーで動いていたと聞いております。
柳 澤 委 員	理解しました。
教 育 長	その他ございませんでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第1号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について」につきまして、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	それでは異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。 これで本日の全ての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡はございませんでしょうか。 それでは、これをもって本日の教育委員会を閉会といたします。